

河川保全区域内における行為で許可を要しないもの（河川法施行令第34条）

a 耕耘

b 河川管理施設の敷地から距離が5mを超える土地における行為のうち、次のものは許可を必要としない。

- ① 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く。）
- ② 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土
- ③ 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等、水が浸透するおそれがあるものを除く。）の新築又は改築。従って、これに該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないもの。

